

## 旭川市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度取扱いについての説明書 (施工事業者向け)

### ① 概要

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費は、要介護等認定を受けた被保険者が工事にかかる費用の全額を支払ったあと、旭川市から給付割合に応じた額（上限あり）の給付を受ける「償還払い」方式により執り行っており、経済的理由等から工事にかかる費用の支払いが困難である方に対しては、負担軽減措置として「住宅改修資金の貸付制度」を設けております。

また、被保険者が旭川市から受ける住宅改修費の給付金の受領権を工事施工業者に委任することで、工事にかかる費用のうち本人負担となる利用者負担額のみを工事施工業者に支払う「住宅改修費受領委任払制度」（平成27年11月から実施）を設けております。

### ② 受領委任払制度の取扱いに関する申請

受領委任払制度の取扱いを開始する場合や登録した内容に変更が生じる場合、または取扱いを終了する場合は内容に応じて旭川市に「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度取扱開始・変更・廃止申請書」を御提出ください。

※ 受領委任払制度取扱事業者の有効期間は、取扱開始申請書の申請日の属する月の初日から廃止申請書の申請日の属する月の末日までとなります。

### ③ 受領委任払制度の利用制限

介護保険料滞納による支払方法の変更や、保険給付の支払の一時差止となっている方は受領委任払制度を御利用いただくことはできません。

### ④ 受領委任払制度による住宅改修費の申請手順

#### 1 受領委任払制度利用可能か確認

介護保険法等に基づいて、受領委任払制度を利用できる方か確認をしてください。

#### 2 受領権の受任

被保険者との合意のもと、委任状を用いて住宅改修費の給付金の受領権を受任してください。

※ 受任者の情報は受領委任払制度取扱事業者として登録されている内容と必ず一致させてください（事業所住所・名称・代表者職氏名等）。

#### 3 工事前の申請

被保険者が介護保険法等に基づく必要書類を揃えて旭川市へ申請書を提出（いわゆる事前申請）します。

※ 被保険者の家族や販売事業者、介護支援専門員等が提出を代行しても構いません。

#### 4 旭川市による必要性の確認

工事前の申請を受けた旭川市は保険給付の観点から当該工事が適正か否か審査し、決定内容を記載した確認通知書を被保険者に対し送付します。

#### 5 費用の徴収と領収証の発行

工事に要した費用額のうち、被保険者からは保険給付額（1円未満切捨て）を差し引いた利用者負担額のみを徴収し、被保険者名義の領収証を発行してください。

また、領収証には利用者負担額のほか、工事に要した費用額（10割分）を記載してください。

※ 利用者負担額を徴収する際は支給限度額に御注意ください。領収額と介護保険法等に基づき算出する利用者負担額に差異が生じる場合は、追加徴収や払い戻しを行った後の領収証が必要となります。

#### 6 旭川市へ工事完了届を提出する

被保険者が介護保険法等に基づく必要書類を揃えて旭川市へ工事完了の届出（いわゆる完了届）を提出します。

※ 被保険者の家族や販売事業者、介護支援専門員等が提出を代行しても構いません。

## 7 支給（不支給）決定と住宅改修費の受領

工事完了の届出を受けた旭川市は内容を審査し、支給または不支給についての決定を行います。

また、被保険者と施工事業者それぞれに決定通知書を送付し、支給決定となったものについては施工事業者の指定口座へ振り込みます。

### 【利用者負担額算出にあたっての留意事項】

(例) 保険給付割合は 90/100 とします。

改修費用額が 150,005円 の場合

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 150,005\text{円} - \frac{(150,005\text{円} \times 90/100)}{\phantom{150,005\text{円}}} \\ &\quad \downarrow 135,004.5\text{円} \text{ (1円未満切捨て)} \\ &= 150,005\text{円} - 135,004\text{円} \\ &= \underline{\underline{15,001\text{円}}} \end{aligned}$$

保険給付額が支給限度額に達する場合 ①

$$\begin{aligned} \text{支給限度額} &= 180,000\text{円} \\ \text{改修費用額} &= 230,000\text{円} \\ \text{利用者負担額} &= 230,000\text{円} - \frac{(230,000\text{円} \times 90/100)}{\phantom{230,000\text{円}}} \\ &\quad \downarrow 207,000\text{円} \text{ (支給限度額超過)} \\ &\quad \downarrow 180,000\text{円} \\ &= 230,000\text{円} - 180,000\text{円} \\ &= \underline{\underline{50,000\text{円}}} \end{aligned}$$

保険給付額が支給限度額に達する場合 ②

(過去に支給決定済の住宅改修費があり、支給限度額がリセットになっていない場合)

$$\begin{aligned} \text{支給限度額} &= 123,456\text{円} \\ \text{改修費用額} &= 160,006\text{円} \\ \text{利用者負担額} &= 160,006\text{円} - \frac{(160,006\text{円} \times 90/100)}{\phantom{160,006\text{円}}} \\ &\quad \downarrow 144,005.4\text{円} \text{ (支給限度額超過)} \\ &\quad \downarrow 123,456\text{円} \\ &= 160,006\text{円} - 123,456\text{円} \\ &= \underline{\underline{36,550\text{円}}} \end{aligned}$$

### 【領収証の例】

## 領 収 証

令和 年 月 日

旭 川 太 郎 様

金額 ￥15,001-

但 住宅改修に係る利用者負担額として

・トイレ、階段 手すり取付け 玄関 段差解消  
居室 扉の取替え 工事 (改修費用 ￥150,005-)

上記正に領収いたしました。

(施工事業者名) 印